

運営指導等に基づく介護報酬の返還要領

運営指導等により介護報酬の返還を指摘された場合は、過去のサービス提供が法令等に抵触していないか自己点検を行い、返還となるサービス（返還対象サービス）を明らかにし、返還手続きを行ってください。介護報酬の返還が完了しましたら、「返還完了報告書」を提出してください。

ダウンロード様式については、【 】記載の番号のページに掲載していますので、必要に応じてダウンロードしてください。

返還完了までの流れ	ダウンロード様式
1 自己点検	
<p>(1) <u>居宅介護支援事業者を含むすべての介護サービス事業者は、過去のサービス提供について、運営指導等で返還指導となった事例と同様の事例がないか自己点検を行い、返還対象サービスを確定させてください</u>（同様の事例も返還対象となります）。</p> <p>※ 自己点検の対象となるサービスは、介護報酬を受領した日から5年間を経過していないものとします。</p>	
<p>(2) 居宅介護支援において、居宅サービス計画の作成に係る一連の業務に不備があった場合（指定基準第4条第2項違反による返還、各種加算に関する返還等）については、作成する必要はありません。）のみ、「自己点検票（居宅介護支援）の確認について」に基づき、「自己点検票（居宅介護支援）」を活用し、同様の事例がないか改善結果報告書の提出までの期間に自己点検してください。</p>	「自己点検票（居宅介護支援）」【1003107】 ※ 作成方法については、「自己点検票（居宅介護支援）の確認について」参照。
2 介護報酬等の返還金額の算定	
<p>・ 自己点検により確定した返還対象サービスについて、返還金額を算定してください。</p> <p>※ 返還金額の算定にあたっては、ホームページに掲載の「介護報酬の返還金一覧表」を活用していただけます。</p>	「介護報酬の返還金一覧表」【1003107】

（裏面に続く）

3 介護給付費等の返還		
(1) 算定した返還金額について、「介護給付費過誤申立書」又は「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」を該当する手続き先に提出し、返還手続きを行ってください。		
① 保険者が和歌山市の場合の手続き先		
i) 居宅サービス費等	介護保険課 (073-435-1190)	「介護給付費過誤申立書」【1000730】
ii) 被保険者番号が「H」から始まる利用者	生活支援第一課 (073-435-1205)	
iii) 和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業	地域包括支援課 (073-435-1197)	「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」【1015964】
※ ii) iii) 共に該当する場合は、ii) に従って手続き		
② 保険者が和歌山市以外の利用者について返還がある場合は、各保険者の介護保険担当課の指示を仰いでください。		
(2) 過誤申立及び再請求手続き後に、国民健康保険団体連合会から「介護給付費過誤決定通知書」及び「介護給付費等支払決定額内訳書」が通知されます。 ※ 「介護報酬の返還金一覧表」等を用いて算定した返還内容と相違がないか確認し、相違がある場合は修正してください。		
4 利用者負担金の返還 (※ある場合のみ)		
・ 「介護報酬の返還金一覧表」等を活用して算定した返還金額に基づき、利用者に対して負担金の返還を行ってください。 ※ 返還の事実を証する記録 (領収書等) を作成してください。		「介護報酬の返還金一覧表」【1003107】
5 返還完了報告書		
・ 介護報酬等の返還 (利用者負担金の返還を含む。) が完了したら、「返還完了報告書」を期限までに提出してください。		「返還完了報告書」【1003107】

(連絡先)

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市役所 健康局保険医療部

指導監査課 介護サービス指導班

TEL : 073-435-1319 FAX : 073-435-1320

E-MAIL : shidokansa@city.wakayama.lg.jp